○財務省令第十二号

関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和四年政令第百三十五号）の施行に伴い、及び税関関係法令を実施するため、電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令及び税関関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

財務大臣　鈴木　俊一

電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令及び税関関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令の一部を改正する省令

（電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令の一部改正）

第一条　電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令（平成三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（日本銀行が納入者から現金の納付を受けた場合の手続） **第七条**　［略］ ［2～4　略］ 5　日本銀行代理店は、納入者から次の各号に掲げる方法により現金の納付を受けたときは、これを領収して、領収済通知情報については代行機関に、収納に係る記録については日本銀行本店に、送信しなければならない。この場合において、日本銀行代理店は、領収証書を納入者に交付することを要しない。 一　［略］ 二　税関関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成十五年財務省令第七号）第六条から第六条の三までに規定する方法 三　［略］ ［6・7　略］	（日本銀行が納入者から現金の納付を受けた場合の手続） **第七条**　［同上］ ［2～4　同上］ 5　［同上］ 一　［同上］ 二　税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七号）第六条又は第六条の二に規定する方法 三　［同上］ ［6・7　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（税関関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令の一部改正）

第二条　税関関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成十五年財務省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 ［第一章～第三章　略］ 第四章　関税等、消費税等又は国際観光旅客税の納付手続（第五条―第六条の三） 第五章　［略］ 附則	目次 ［第一章～第三章　同上］ 第四章　関税等又は国際観光旅客税の納付手続（第五条―第六条の二） 第五章　［同上］ 附則